

インセンティブツアー開催歓迎事業 実施要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という）は沖縄県内におけるインセンティブツアーの開催を促進するため、インセンティブツアーの主催者及び参加者を対象として、県内開催における満足度向上を目的とした物的支援を行うものとし、その支援に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等により実施される報奨・研修・招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。

(支援対象)

第3条 支援の対象となる者（以下、「支援対象事業者」という）は沖縄県外及び日本国外の参加者を含むインセンティブツアーの主催者又は主催者から委託を受けた旅行会社等とする。なお、「参加者」とは、ツアー添乗員、インファント及びオンライン参加者等を含まないものとする。

2 支援対象となるインセンティブツアーは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（1）沖縄県外（海外含む）からの参加者 50 名以上

（2）行程に社内イベント（講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等）の要素を含むもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、沖縄県との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（1）政治目的又は宗教目的であるもの

（2）営利を目的としたもの

（3）募集型企画旅行や興行イベント（コンサート等）

（4）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）

（6）暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体

（7）その他、不適切と判断されるもの

- 4 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りでない。
- 5 支援対象期間は、当事業実施年度の4月1日より同年度3月31日までの期間とする。

(支援内容)

第4条 支援内容は次の各号に掲げる項目とし、支援対象事業者は1つのみを選択することができる。

- (1) 芸能アトラクションの派遣
 - (2) 沖縄観光 PR 大使派遣（マハエ・マハ朗）
 - (3) ミス沖縄派遣
 - (4) 表彰記念品の提供（琉球ガラス楯又は琉球ガラス泡盛ボトル）
-
- 2 県内離島地域においての支援については、各離島・地域の観光協会を通して実施するため、支援内容が変更となる場合がある。
 - 3 ミス沖縄の派遣については、派遣先となる会場の入り時間から終了までの時間が長時間にわたる場合、又は待機時間を要する場合は、控え室などを支援対象事業者の負担において準備すること。
 - 4 芸能アトラクションの派遣については、出演にかかる場所、音響機材、控え室、その他必要となる機材等について、支援対象事業者の負担において準備すること。

(支援申請)

第5条 支援対象事業者は、実施予定日より起算して原則30日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる全ての書類をOCVB会長へ提出すること。

- (1) インセンティブツアー開催歓迎事業申請書（様式第1号）
 - (2) 手配確認書（様式第2号）
 - (3) 行程表
 - (4) 参加者名簿又はこれに準ずるもの
-
- 2 前項の規定にかかわらず、当事業実施年度の4月中に開催される催事は、同年度の4月1日を提出期限とする。
 - 3 支援事業に係る経費が予算額に達する場合、支援対象期間内であっても受付を停止し、その取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、申請総額が予算額に達すると見込まれる日を受付停止日とする。その日までに申請書類等の不備なく、OCVB本社担当窓口へ提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備

が生じている申請については一切受け付けない

- (2) 申請総額が予算額に達すると見込まれる日より原則 10 日前におきなわ MICE ナビにて通知する

(おきなわ MICE ナビ <https://mice.okinawastory.jp/>)

- (3) 受付停止日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない

- 4 本要綱に定める提出書類は、原本の郵送もしくは電子メールにより申請を受け付ける。

(申請の承諾)

第 6 条 OCVB 会長は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請内容が適当であると認めたときは、当該申請者にその旨を開催歓迎事業承諾書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 支援対象事業者は、申請の取り下げをする場合は、取下げ届出書（様式第 4 号）を催事の 1 週間前までに OCVB 会長へ提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第 8 条 支援対象事業者は、支援対象となるインセンティブツアーの開催において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに申請内容変更届出書（様式第 5 号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

- (1) 県外・海外からの参加予定者数が大幅に増減する場合。
(2) 開催期間に変更が生じる場合。ただし申請を行った年度以降の開催となった場合は支援対象とならない。

(アンケートの提出)

第 9 条 支援対象事業者は、実施終了後より起算して原則 10 日以内(土日祝日含む)に次に挙げる書類を OCVB 会長へ提出すること。

- (1) アンケート

(周知義務)

第 10 条 支援対象事業者は、支援実施の場において、参加者に対し沖縄県からの開催歓迎支援を受けている旨の周知を行わなければならない。

(現場の調査)

第 11 条 OCVB は、必要に応じて開催歓迎支援の対象となるインセンティブツアーの開催状況調査を行うものとし、支援対象事業者はこれに協力するものとする。

(支援の取消し等)

第 12 条 OCVB 会長は、次に掲げる場合には第 6 条の承諾の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく OCVB 会長の処分又は指示に違反した場合

(2) 申請に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(3) 支援の決定の後に生じた事情の変更等により、第 3 条で定める支援条件に適合しなくなった場合

2 OCVB 会長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは主催者又は委託を受けた旅行会社の自己都合によりインセンティブツアーの開催が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

(免責事項)

第 13 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(催事情報の公開)

第 14 条 OCVB 及び沖縄県は、開催歓迎事業の実績として、支援対象事業者が開催したインセンティブツアーの概要の一部（業種、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 15 条 支援対象事業者は、開催歓迎支援を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行する。